

デイホーム「池ちゃん家」焼津 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社フォーユー（以下「事業者」という。）が開設するデイホーム「池ちゃん家」焼津（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、利用者の要介護状態等の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイホーム「池ちゃん家」焼津
- 二 所在地 焼津市五ヶ堀之内 530-3

(従業者の種類、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 二 生活相談員 2人

生活相談員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、事業者に対する事業の利用の申し込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して指定地域密着型通所介護計画（以下「通所介護計画」という。）の作成等を行う。

- 三 介護職員 1人以上

介護職員は事業の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

- 四 機能訓練指導員 1人

機能訓練指導員は利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日～1月3日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時15分から午後4時20分までとする。

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は1単位10人とする。

(指定地域密着型通所介護の内容)

第7条 指定地域密着型通所介護の内容は次のとおりとする。

一 日常生活の援助

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

- ①日常生活動作に関する訓練
- ②レクリエーション
- ③グループワーク
- ④趣味活動
- ⑤その他

二 健康状態の確認

三 送迎サービス

利用者の希望により、自宅と事業所間の送迎を行う。

四 食事サービス

五 相談、助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

六 入浴サービス (加算あり)

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

(指定地域密着型通所介護計画の作成等)

第8条 指定地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画書が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

- 2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又はその家族に対して当該計画の内容を説明し、同意を得て交付する。
- 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

2 事業者は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持等)

第15条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報について、適切に取り扱い、秘密保持に努めるものとする。また、事業者は、従業者でなくなった後も秘密を保持すべき旨を、就業規則に記載し、これを厳守する旨を記載した雇用契約書を締結する。

(緊急時における対応方法)

第16条 事業者は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じる。

2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合は、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診時の適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

第17条 事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画を策定するとともに、利用者等の避難、救出訓練の実施等、万全の対策を期することとする。

2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

3 感染症の発生やまん延は非常災害と捉え、委員会の設置・指針の整備・研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

4 非常災害や感染症まん延時は、作成されているBCPに基づいて事業継続を行っていく。BCPは定期的に見直していく。

(個人情報の保護)

第18条 利用者の個人情報を含む通所介護計画各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(身体拘束)

第19条 事業者は、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

2 緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たし、緊急やむを得ない場合に該当するかを個人で判断せず、管理者、生活相談員、機能訓練指導員、介護職員で検討会議を行う。

一 当該利用者または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

二 身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。

三 身体的拘束等が一時的であること。

3 事業者は、身体的拘束等を行うに当たっては、あらかじめ当該利用者とその家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、時間帯、期間等を詳細に説明し、文書で同意を得た場合のみ、その条件と期間内に

おいてのみ行うものとする。

- 4 身体的拘束等を行った場合には、当該利用者の日々の心身状態等の経過観察を行うと共に、検討会議において、身体的拘束等の必要性や方法に関する再検討を行い、その内容を記録する。また、第2項の要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除する。また、その実施状況を運営推進会議に報告する。

(虐待防止)

第20条 事業者は、事業の提供に当たっては、虐待の発生又はその再発を防止するために以下の措置を講じる。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について事業所の従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 事業所の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前三号の措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、事業提供中に当該事業所の従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に報告するものとする。

(ハラスメント)

第21条 事業者は、事業の提供にあたっては、ハラスメント対策として、以下の措置を講じる。

- 一 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発
- 二 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 三 相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知する。

(その他の運営についての留意事項)

第22条 事業者は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修： 採用後3ヶ月以内
 - 二 継続研修： 年1回
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和8年6月1日より施行する。